

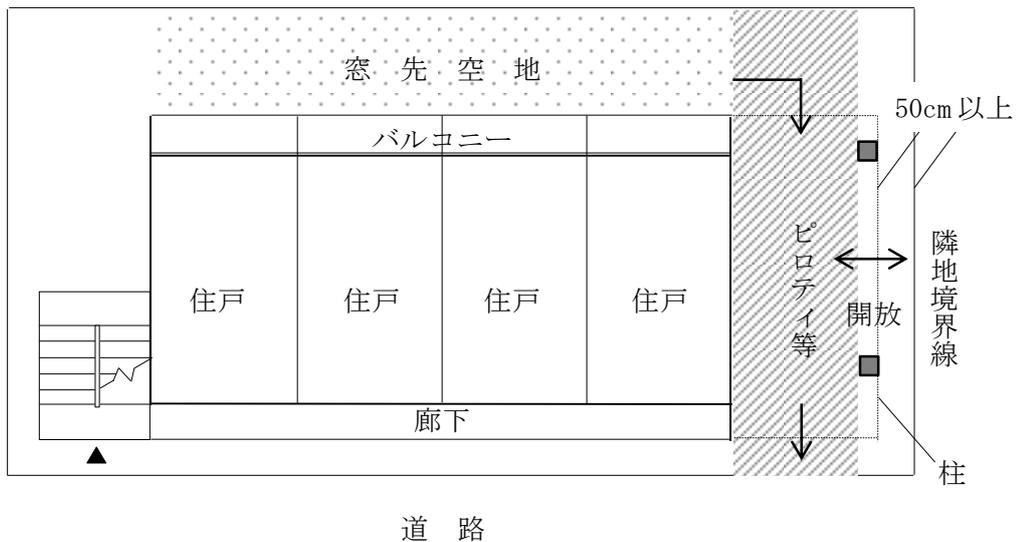
安全条例	共同住宅等の居室
	安第19条第2項

窓先空地から道路等までの屋外通路

屋外通路は、屋外に十分開放され、かつ、避難上有効に区画された通路を含むとしている。

ここでいう「屋外に十分に開放され」とは以下の条件を原則とする。

- ① 隣地境界線からの距離が50cm以上であること。
- ② 屋外側には構造上必要最小限の柱のみであること。



技術的助言等	
参考資料等	